

トピックス

水俣病問題の最終決着

水俣病は、魚介類に蓄積されたメチル水銀を経口摂取することにより中枢神経に障害が生じる中毒性疾患です。臨床的には多様な症候が生じ、主要な症候は、感覚障害、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害などとして現れます。水俣病が確認されたのは昭和31年5月のことですが、当初は、これらの主要症候を揃えた患者が多くみられ、全身のけいれんを起こして死に至るなどの、いわゆる急性劇症型の患者や、母親が妊娠中にメチル水銀の曝露を受けたことにより、脳性小児麻痺様の障害を来す胎児性患者もいました。また、昭和40年5月には、新潟県阿賀野川流域でも水俣病が発見されました。

水俣病の原因は、熊本・鹿児島ではチッソ株式会社の、新潟では昭和電工株式会社の排出したメチル水銀であることが判明しましたので、水俣病患者には、これらの企業から補償が行われてきました。

それは次のような仕組みとなっています。患者から認定申請がなされると、「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下「公健法」という。）に基づき、県に設けられた認定審査会の審査を経て、水俣病としての認定が行われます。認定を受けると企業と患者団体との補償協定により、症状に応じて一時金や年金、医療手当などが支払われます。このうち、熊本・鹿児島県関係の水俣病については、症状をA、B、Cの3ランクに分けることになっており、そのランク付けは、患者からの申請に基づき、公害等調整委員会が行っています（このほか、熊本県に設けられた、水俣病患者補償ランク付け委員会によっても行われています。）。

このような仕組みが昭和48年までに出来上がり、これまでに熊本・鹿児島県関係2,260人、新潟県関係690人の合計2,950人が認定を受けています（平成8年7月末現在）。

ところで、公健法の認定を受けるためには、一定の症候があることが条件となりますが、昭和55年以降、この認定申請を棄却された人々を中心に、企業、県、国を被告とした損害賠償訴訟が各地で相次いで起こされました。また、訴訟によらずに、自主交渉で補償を求める活動も行われ、これらが未解決の水俣病問題となっていました。

このような状況が続くなかで、平成6年の12月になって、連立与党三党は未解決の水俣病問題の検討に入りました。そして、患者団体、地元自治体、関係省庁など関係者の意見を踏まえて、熊本・鹿児島県関係の水俣病問題について、平成7年9月に最終解決策が示されました。

これを受けて、ようやく当事者間で合意が成立し、政府も、平成7年12月15日、国の講ずる施策を定めた「水俣病対策について」を閣議了解しました。また、この間、新潟関係の当事者間でも自主的な話し合いによって合意に達しました。こうして、水俣病問題は全面解決へ向けて大きな流れができたのです。

合意された内容は、1) 企業は、救済対象者に260万円の一時金を支払う。2) 国及び熊本県は、水俣病問題の最終的かつ全面的な解決に当たり、遺憾の意など何らかの責任ある態度を表明する。3) 救済を受ける人は、訴訟、自主交渉、公健法の認定申請、行政不服審査などを取り下げるにより紛争を終結させる。という3つの柱から成っています。なお、チッ

ソ株式会社は、一時金の支払に関し、特定の5団体に所属する対象者については、その団体のすべての紛争の終結を前提として一定額を加算することとされました。

ところで、この合意のもとでの救済対象者は、「総合対策医療事業」の対象者かこれと同等の者とされています。そこで、すでに「総合対策医療事業」の対象者となっている人は自動的に救済されますが、それ以外の人には、まず、県に設けられた判定検討会等の審査を経て、救済対象者の判定を受けることになっています。

「総合対策医療事業」というのは、通常レベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、四肢末梢優位の感覚障害があると認められる人で、認定申請や訴訟等を行っていない人に、療養費、療養手当などを支給する事業です。この事業は、平成4年度から始められ、平成7年3月末で一度申請が締め切られていたものですが、今回の合意を踏まえて、平成8年1月22日から7月1日まで受付が再開されることになったものです。

締切りまでに申請人は、1万3,000人を超えました。この中には、すでに「総合対策医療事業」の対象者となっている4,500余の人が含まれています。

判定作業は現在も進行中で、全体像はまだみえていませんが、熊本県では、これまでに新規の申請者6,099人のうち2,660人について審査を行い、1,850人を一時金の対象となる救済対象者と判定しています。

なお、平成8年2月末と8月末の公健法の認定申請処理状況を比較すると、この間に新規認定はなく、棄却156件でしたが、未処理件数は902件から390件へと512件減っています。また、行政不服審査についても、請求棄却が13件ありましたが、未処理件数は354件から92件へと262件減っています。

(公害等調整委員会事務局審査官 宇野 裕)